

(2) 別表 (1~4)

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 西条市の概要

西条市の面積は510.04km² (※1) で可住地はそのうちの約30%に当たる155.24km² (※2)、残りは林野となっている。

北は瀬戸内海燧灘に面し、南部一帯及び西部は、西日本の最高峰石鎚山を中心とする石鎚連峰を背景に急峻な山岳地帯で、それ以外の地域は、比較的緩やかな平坦部となっており、市街地が集積するとともに、県下有数の工業地帯と農業地帯を形成している。また、山岳部を源流とする中山川、加茂川等の主要な河川が市内を流れ、豊富な水資源を供給している。また、西条市は、瀬戸内地方特有の温暖な気候に恵まれ、年間平均気温は16.0℃前後、年間降雨量は1,633mm程度で生活環境としても、また産業活動のための環境としても、非常に優れた気候条件となっている。



※1 令和2年1月1日現在

※2 平成30年10月1日現在

(2) 過去の災害発生状況

①台風災害 (洪水、土砂災害)

西条市は、平成16年(2004年)台風21号と23号による被害を受けた。特に台風21号がもたらせた被害が大きく、一日の総雨量は平野部で257ミリ、山間部の黒瀬ダム付近では午後4時~5時の1時間に150ミリ、総雨量は442ミリに達した。大量の雨が一気に溪流を流れたため、土石流が多く発生し、中小河川では流木が河川を塞ぎ氾濫した。また、国道194号が土砂崩れにより通行止めとなるなど、各地で交通が遮断された。西条市の被害は死者5人、重傷2人、住居の全壊23棟、半壊91棟、一部破損8棟、床上浸水489棟、床下浸水2,121棟、被害総額は59億5,464万円余に及んだ。

②地震災害

地震による災害は、平成13年(2001年)3月24日安芸灘を震源とするM6.7の地震により、愛媛県東予では震度5プラスを観測した。旧東予市地区では、北条新田地区を中心に住宅約500棟の屋根瓦が崩落し、ブロック塀のひび割れや損壊は100箇所に及んだ。また、墓石、燈籠などの倒壊のほか、海岸地帯では液状化現象が現れた。

③新型コロナウイルス感染症

中国湖北省武漢市において令和元年(2019年)12月以降、新型コロナウイルス感染症の発生が複数報告されて以来、世界各地で患者発生報告が続いた。日本においても、令和2年2月中旬以降徐々に感染者数が増加し、同年4月16日に全都道府県において緊急事態宣言が発令された。5月25日の解除となったが、飲食業や旅行業等影響が大きく、経済に及ぼす損失は数兆円と試算されている。さらに流行の第2波、第3波が及ぼす影響も懸念されている。

(3) 地域の災害リスク

①台風災害 (風雨)

地球温暖化が進んでおり海水の温度が上昇し、日本に近づく台風は今まで以上に強い勢力になると思われる。令和元年(2019年)年9月に襲った台風15号は、各地で観測史上最も強い風が吹き荒れ、東京湾に到達した時点でも中心気圧が955ヘクトパスカル、最大風速45mと最強クラスであった。また、平成30年(2018年)7月に西日本を襲った「西日本豪雨」では、線状降水帯と呼ばれ

る、雨を降らせる積乱雲が短時間に次々に発生し、組織化した積乱雲群が長時間に渡ってほぼ同じ地域を通過、または停滞することによって大雨が降り大きな被害が出た。いずれも西条市では大きな被害はなかったものの、当地においてもいつこのような強い台風の直撃や線状降水帯が発生してもおかしくない状況である。

②地震災害

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、今後 30 年以内に大地震が発生する確率は 70%～80%と予測されている。愛媛県地震被害想定調査結果（平成 25 年公表）によると、西条市では、海岸部で震度 6 強から 7 の揺れに加え液状化や津波（最大波高 3.4m）により、最大で死者 3,648 名、建物被害は 50,673 棟で半壊以上の被害が発生すると想定している。

③ウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症は感染力が強いことに加え、ワクチンや治療薬が無いことから経済活動の自粛が余儀なくされた。その影響を受けた事業所の倒産も日本全国で 400 件（7 月末）を超え、失業率（6 月末 2.8%）も併せ今後も増えていくものと思われる。このようにウイルス感染症はいつ、どんな形で発生するのか見当がつかない。

（４）西条商工会議所管内における災害のリスク

西条商工会議所管内は、旧西条市、旧東予市と呼ばれる地域で海岸部に面しており、南海トラフ巨大地震で発生する液状化や津波のリスクは回避できない。液状化については沿岸部に加え、内陸部の壬生川、吉井、神戸、氷見、飯岡地区等でも極めて高い危険度であると予測されている。津波については沿岸部で 3m～4m、内陸部の大半で 1m～2m となっている。南海トラフ地震では最大震度は 7 と予想されており建物崩壊等の大きな被害が予想される。また、高縄山系や石鎚山系の急峻な地形から発する河川は大雨時には山腹からの崩土による河床の上昇による越水の危険性を孕んでいる。平成 25 年に愛媛県から報告された地震被害想定調査結果（西条市全体）は次の通りである。

①建物被害

冬 18 時、強風

単位：棟

	揺れ	液状化	土砂災害	津波	火災消失	合計
全壊棟数	14,574	1,466	12	3,890	13,191	33,132
半壊棟数	11,832	1,866	29	3,814	-	17,541

②人的被害

冬深夜 強風

単位：人

	建物倒壊	うち屋内収容数	土砂災害	津波	火災	合計
死者	826	47	1	2,592	230	3,648
負傷者	5,179	700	1	82	121	5,383
要救助者	2,373			49		
要捜索者				2,674		

また、ウイルス感染については、爆発的な流行になると自粛要請等により経済活動が停止することから、廃業や倒産、失業などのリスクが生じてくる。

【参考】

- ・西条市地域防災計画 風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編
<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/kikikanri/chiikibosaikeikaku.html>
- ・西条市防災マップ
<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/kikikanri/bousaimap.html>
- ・西条市洪水ハザードマップ
<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/kikikanri/kouzuihm.html>

- ・西条市土砂災害ハザードマップ

<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/kikikanri/doshahm.html>

(5) 商工業者の状況

- ・西条市の人口 108,654 人 (R2.3 月末)
- ・管内人口 88,618 人 (R2.3 月末)
- ・小規模事業者数 2,808 事業者 (H28 年経済センサス)
- ・会員事業者数 1,982 事業者 (R2.8 月末)

産業大分類別事業所数 (西条市全体)

資料：経済センサス - 基礎調査(平成 28 年)

業種	事業所数	割合 (%)
農業	73	1.5
鉱業採石業	1	0
建設業	606	12.5
製造業	464	9.6
電気・ガス・熱供給・水道業	7	0
情報通信業	20	0.4
運輸・郵便業	107	2.2
卸売業	262	5.4
小売業	966	19.9
金融・保険業	64	1.3
不動産・物品賃貸業	184	3.8
学術研究・専門技術サービス	176	3.6
宿泊業・飲食サービス	580	12
生活関連サービス業・娯楽業	461	9.5
教育、学習支援業	111	2.3
医療・福祉	384	7.9
複合サービス事業	50	1
サービス業 (他に分類されないもの)	336	6.9
合計	4,852	

(6) これまでの取組

①西条市の取組

- ・消防力向上のため消防車両の整備や消防職員の増員を行うとともに防災行政無線の整備と公共施設の耐震化を行っている。また、市内全域に自治会単位での自主防災組織を結成し、ハードとソフト両面での防災力の向上を図っている。
- ・「西条市地域防災計画」を策定し、防災マップやハザードマップを各家庭に配布を行い、災害への対応を啓発するとともに、毎年度複数の小学校区単位で総合防災訓練を実施し、住民の意識向上に努めている。
- ・災害時の速やかな対応を行うため、災害時における救援物資の供給協力や、各種の応援協定を西条市内の事業所や県内外の事業者や各種団体と締結している。

- ・西条市全域に自主防災組織を結成、防災士の養成を行うとともに防災備品として、防災倉庫を整備し、ジャッキ、スコップ、リヤカー等の応急機材を備蓄、防災井戸（手押しポンプ）の整備を行っている。

②西条商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知を図ってきた。
- ・保険会社と協力しBCPセミナーを実施。
- ・愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進してきた。
- ・西条市が実施する総合防災訓練の際には、参加及び協力してきた。
- ・ウイルス感染症の影響を受けた事業所に対しての事業継続のための融資や補助金の相談。
- ・3密を避けた新生活様式の徹底指導。
- ・西条商工会議所におけるBCP策定。

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然とした記載にとどまり、協力体制についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平常時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、BCP策定等に関する助言を行える西条商工会議所経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
 - ▼スタートアップ型の簡易（A3版1枚程度）な事業者BCP策定 20社
 - ▼事業継続力強化計画認定の支援 10社
 - ▼各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む）30社
 - ▼新生活様式の指導（3密の回避）100社

《対象共済・保険制度》

火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他

- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、西条商工会議所及び西条市並びに愛媛県との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、西条商工会議所内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

西条商工会議所では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守るため、事業継続力の強化に資する取り組みを支援する。支援にあたっては、西条商工会議所と西条市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

< 1. 事前の対策 >

「西条市地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組める

ようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップやリスクチェックシート等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・西条商工会議所の会報や西条市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・巡回経営指導時に、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや保険相談会の開催、行政の施策の紹介等を行う。
- ・事前に固定資産や所有物等の写真をとるように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けができるように備える。
- ・感染防止の3つの基本（①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗い）を徹底させる。
- ・移動に関する感染対策の周知を図る。
- ・日常生活を営む上での基本的な生活様式を徹底させる。（3密の回避等）
- ・テレワーク等働き方の新しいスタイルの指導を行う。

2) 西条商工会議所自身の事業継続計画のブラッシュアップ

- ・西条商工会議所では令和2年に事業継続計画を作成している。この事業継続計画をさらに検討してブラッシュアップしていく。

3) 関係団体等との連携

- ・日本商工会議所が連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP作成セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- ・関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。

4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取り組み状況を確認する。
- ・西条市事業継続力強化支援連絡会議[仮称]（構成員：西条商工会議所、周桑商工会、(株)西条産業情報支援センター、西条市）を設置し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（南海トラフ巨大地震及び平成16年台風災害）が発生したと仮定し、西条商工会議所と西条市との連携体制を確認する。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、西条商工会議所は、人命救助に最優先で取り組み、その上で、以下の手順で被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（西条商工会議所緊急連絡網を活用して職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況：家屋被害、道路状況等を西条商工会議所と西条市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・西条商工会議所と本市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・当計画により、西条商工会議所と西条市は以下の頻度で被害情報等を共有する。

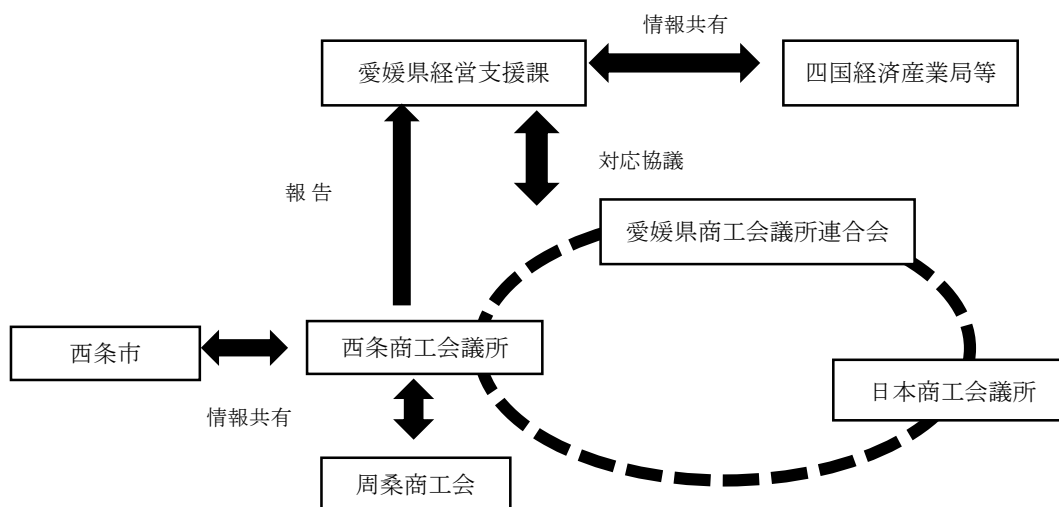
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヵ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

ウイルス感染が疑わしい場合は、至急保健所に連絡し指示を仰ぎ、西条市と連携し対策を図り、情報を共有し感染拡大を防止する。情報の共有については自然災害時を流用する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時やウイルス感染流行の前兆時に、西条商工会議所管内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・西条商工会議所と西条市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・西条商工会議所と西条市が共有した情報を、愛媛県経営支援課へ報告する。

【協力体制】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・西条商工会議所は西条市と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況や感染状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や愛媛県、西条市等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。

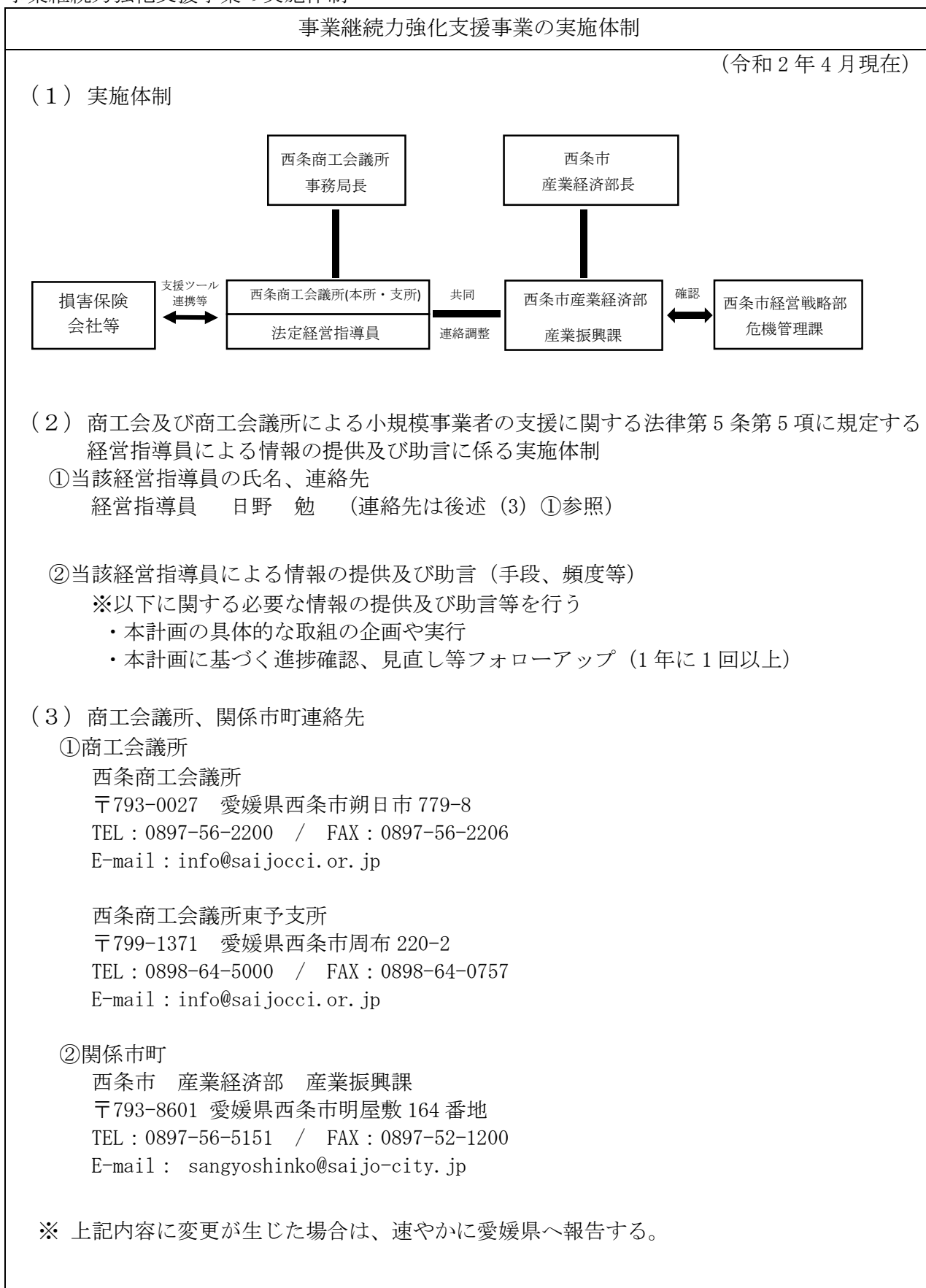
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会議所連合会に依頼する。
- ・国や県、市の補助金の活用や日本政策金融公庫の融資制度等、事業継続に向けた支援を行う。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	285	265	265	265	265
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	80	80	80	80	80
・ パンフ、チラシ作製費 (送料込)	65	65	65	65	65

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、西条市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。